

黄金に輝く実りの秋

10

Vol.
247

2025
令和7年

広報あかみ

目次

町議会9月定例会議……………	2～3
令和6年度決算報告……………	4～5
新採用職員紹介、老人医療費助成事業のお知らせ（ほか）…	6～7
あかみ国保・後期だより（ほか）……………	8～9
県立津川病院コーナー、こどもタイムズ（ほか）……………	10～11
トピックス……………	12～13

～表紙の説明は、12ページ～



町議会9月定例会議

令和6年度各会計歳入歳出決算などを審議

9月4日から19日まで町議会9月定例会議が開かれ、令和6年度各会計歳入歳出決算や令和7年度各会計補正予算など、認定1件、報告3件、議案11件、条例の一部改正3件など全部で18件が審議され、すべて原案通り認定、可決されました。

冒頭に行われた神田町長の行政報告の概要をお知らせします。

夏の猛暑について

昨年に引き続き、当町もこの7月、8月は非常に暑い日が続き、気象庁のデータでは、この期間、津川で35度以上となった猛暑日は16日もありました。昨年と同じ時期には1日もありませんでした。で、極めて暑い夏でした。あわせて、7月中の降水量は17・5ミリであり、飲料水、農業用水など水不足も懸念されたので、8月1日に「阿賀町猛暑・渇水対策本部」を設置し、暑さ、水不足に対応するべく準備をしました。幸いにも8月5日から雨が降り始め、かなりの雨量があり、水不足はある程度解消されましたが、米は、天水による圃場のうち約2ヘクタールでは、収量が大幅に減少するのではないかと危惧しており、現地確認を進めています。

なお、消防署からの報告では、今期のこれまでの熱中症の搬送者は14人です。昨年は28人ですので、町民皆様が危機感を持って対応していただいた成果であると感じています。

町政20周年記念式典

10月26日(日)、文化福祉会館を会場に、合併20年の節目を迎えたことを記念し、式典を開催します。地元選出国會議員、県知事、県議員をはじめとした県関係、そして町内の関係団体の皆様など200人程度の参列を予定しており、あわせてその際に阿賀町表彰も行うこととしています。

株式会社ホテルみかわの休業

ホテルみかわの営業は6月30日をもって休業しています。7月4日に運営会社の関係者が「ホテルみかわ」に来た際に、

町としても状況を聞きたい旨を伝えましたが、面談は拒否されました。そこで、元従業員を通して、今後の施設管理などについて代表取締役と連絡を取りたいと関係者に伝えてもらいましたが、その後は、連絡手段を絶たれているとのことでした。相手は民間企業であり、その運営などについて町が直接関与できるものではありませんが、引き続き打開策を模索します。

県立津川病院の現状

昨年7月に、JA厚生連の24年度決算見込みが60億円を超える赤字との報道に激震が走り、続いて、県立病院は46億円の赤字との発表があり、病院再編を含め動きが慌ただしくなっていますので、津川病院に関連する現状をお伝えします。県内の病院再編の協議は、2次医療圏を単位に検討が行われています。最初に三条市に中央基幹病院が開設した県央医療圏で、続いて魚沼圏域、佐渡圏域、上越圏域で具体的な協議が行われており、松代病院の無床診療所化などが示され、入院機能存続を求める住民の動きが報道されていますので、津川病院についてもご心配いただいています。

阿賀町は新潟医療圏に属しますが、これまでの会議では津川病院に関して議題に挙がっていません。私は、8月7日に開催された阿賀北市町村長の会において、花角知事に「県立病院の経営が大変なことは報道で承知しているが、県立病院を廃止する、無床診療所にするという前に、命を守る病院が継続できるような、国に財政支援の強化を求める運動は、市町村も入れた動きにしませんか。そのために私も勉強を開始し、病院局にもその旨をお伝えさせていただいた」と申し上げまし

た。私は、県病院局長とは率直な意見交換を行っていますので、今後は、町および町議会と一緒に要望を行うことなどを含め、しかるべき時期にご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

有害鳥獣対策

クマの出没件数は、昨年の同時期39件に対し、本年8月末時点で35件と平年並みに推移しています。しかし、県内ではクマの出没件数が過去最多となっていること、あわせて、今年はクマの主要な工サとなるブナの実が県全体で凶作と予想されていることから、今後のクマ被害に備え、県は8月7日付けで「クマ出沒警戒警報」を発表し、出沒警戒強化期間を11月末日まで延長しました。また、今日1日から人的被害対策として一定の条件を満たした場合に、市町村長が「緊急銃猟」の判断を行うこととなりましたので、警察、猟友会など関係機関と連携し、被害防止の広報や警戒体制を継続します。なお、現時点でサル117頭、イノシシ26頭を捕獲していますが、今後も積極的に個体数調整により、被害の縮小に努めます。

敬老会

敬老会については、昨年12月、議会から「阿賀町敬老会の開催に関する要望書」が提出され、さらに3月定例会議では総文社厚常任委員会の代表質問をいただいたところです。

その後、内部で協議を重ねるとともに、地域区長会の役員、民生委員児童委員の役員の方などからも意見をいただく機会を設けて検討し、これまでの内容を幾つか変更することとしました。

その主な変更点ですが、1点目はお手伝いをいただいております関係者の負担軽減です。昨年まで案内状や敬老商品券は、区長さんや民生委員児童委員、世話人の方に依頼し、手渡しにより配布していましたが、今年は郵送により行いました。2点目は、食中毒のリスク回避です。9月はまだ暑い日が多いことから、これまでの折り詰めや赤飯の提供を中止し、腐敗などの心配がない比較の日持ちする「おつまみ」や「缶詰・レトルト食品」などの詰合せ、としました。この件に関しましては、これまでの関係業者の皆様や商工会にも相談しながら調整を進めてきたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。3点目は、熱中症対策として、会場までの行程やエアコンのない会場もあることなどを考慮し、開始時刻を9時30分に統一するとともに、アトラクションはプロ歌手による歌謡ショーのみとし、時間の短縮を図ることとしました。その他、来賓の統一、そして対象者全員に配布する「敬老商品券」を千円増額し、3千円とさせていただきます。

いずれにしても、「開催を望む意見」、「開催状態に反対の意見」など、敬老会開催の可否につきましても、いろいろな意見がありますので、今年状況により、議会にも相談させていただきながら来年度に向けた調整を行ってまいります。

阿賀町住宅リフォーム補助金

第1弾としまして6月30日までの申請による募集をしたところですが、申請件数226件、補助金ベースで3,758万6,000円となり、第1弾の予算額3,000万円を大きく上回る結果とな

りました。7月4日、阿賀町公民館で公開抽選会を行い、厳正なる抽選の結果、182人の方を当選とさせていただいたところです。

第2弾につきましては、9月24日から10月20日までを受付申請期間とし、10月24日に抽選会を開催する予定で進めています。なお、第2弾につきましては、補助金ベースで2,000万円を上限とし、第1弾で当選された方は対象外としますが、当選されなかった方につきましては、希望により第1弾で申請いただいた内容を引き継ぐ形で受付済みとすることとして進める予定です。

災害時の応援協定締結

昭和42年の羽越災害から58年となった8月28日、新潟市秋葉区の「株式会社トップライズ」さんと、ドローンを活用した被災状況の把握、そのデータ情報の処理などに関する協定を締結しました。この協定により、災害時にはより迅速な情報収集による的確な初動対応が可能となると考えています。

阿賀津川中学校施設環境改善事業

国に申請しました学校施設環境改善交付金について、4月の第1回内定時には採択保留となり、6月の第2回目の採択内定を期待し待っていました。当町を含め新潟県内の採択は0件という結果でありました。

こうした補助金や交付金については、これまで国や県と調整しながら、概ね採択が見込まれると判断できるものを予算化し進めてきたところですが、今年度の文部科学省の予算が、全国からの要望を大幅に下回っていることから、今回の工事規模を考えると今年度の予算の執行に

ついて先のない状態になってしまいました。こうしたことから、8月20日に齋藤財務副大臣と武部文部科学副大臣のもとへ出向き、校舎の老朽化状況を伝え、今年度中に必要な財源の確保と採択を強く要望してまいりました。両副大臣とも文科省の大幅な予算不足を認識し、「予算確保に努める」との回答でありましたので、引き続き、国や県との調整を進め、事業着手が出来るよう尽力します。

各種イベント関連

8月13日、豊実駅前を会場に「奥阿賀かのせふるさとまつり花火大会」が開催されました。昨年度、鹿瀬会場、豊実会場、日出谷会場の3箇所で行っていましたが、今年初めて1箇所集約して行われました。豊実駅前ではキッチンカーの出店や、「盆踊り大会」もあわせて行われたこともあり、例年になく参加される方も増え、大いに盛り上がった花火大会となりました。

翌14日には、阿賀町商工会の主催による「阿賀町合併20周年記念花火大会」の開催。更に15日には「ふるさと上川ふれあい祭り」が行われました。それぞれお盆で帰省している皆様も大勢参加され、ふるさとのお祭りを楽しんでいただきました。地域のお祭りや花火大会の開催にあたり、御支援いただきました多くの皆様にこの場をお借りしまして心より感謝を申し上げます。15日には「二十歳の集い」も開催されました。今年の対象者は70人、そのうち47人の出席があり、久しぶりの再会に話が弾んでいました。

<9月定例会議 主な案件>

■令和6年度各会計歳入歳出決算の認定について

■令和7年度一般会計補正予算（第4号ほか2件）

- ・歳入歳出補正予算額……………6,108万9千円
- ・歳入歳出予算総額……………131億2,600万円

■令和7年度特別会計等補正予算

- ・後期高齢者医療特別会計（第2号）
- ・介護保険特別会計（保険事業勘定）（第2号）
- ・水道事業会計（第2号ほか1件）

■令和6年度健全化判断比率の報告について

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、すべての会計の実質収支が黒字であるため、算定されない。
実質公債費比率：13.0%、将来負担比率70.4%

■令和6年度資金不足比率の報告について

水道事業、下水道事業ともに歳入歳出決算収支は黒字であり、資金不足は発生していない。

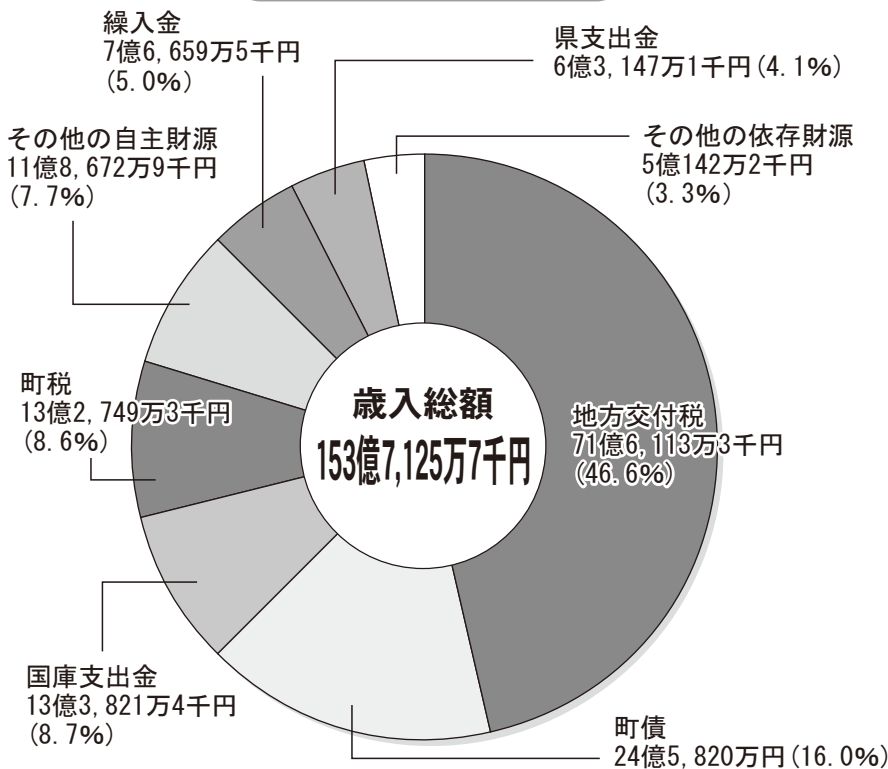
■町営土地改良事業の経費の賦課徴収について

■建設工事請負契約の締結について ほか

決算報告

9月定例会議において、令和6年度の阿賀町各会計決算が認定されましたので、その内容をお知らせします。

一般会計歳入



用語解説（歳入）

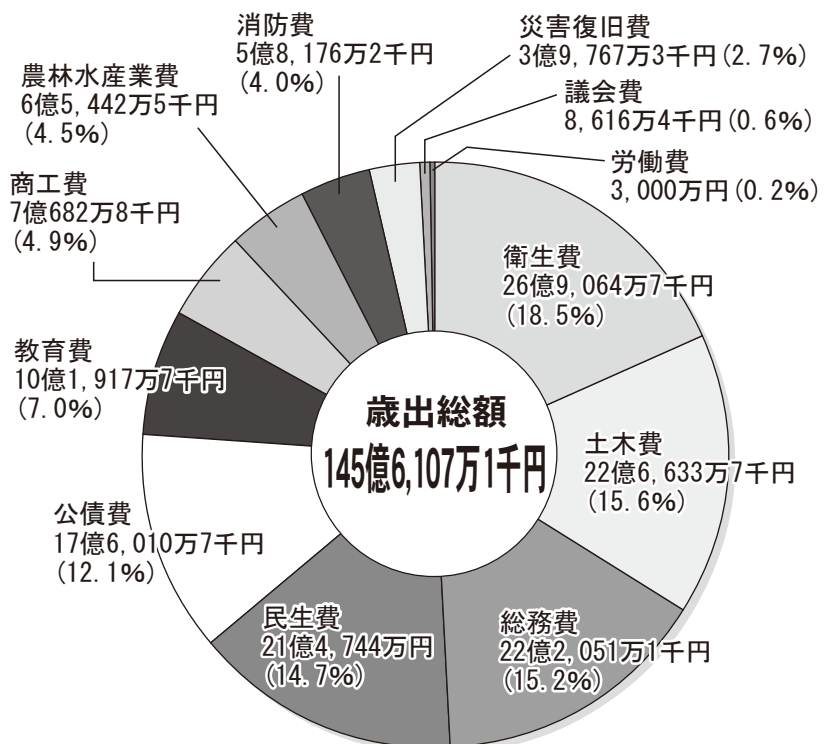
- **町税** 町民税や固定資産税などの地方税収入
- **その他の自主財源** 分担金および負担金・使用料および手数料・財産収入・寄附金・繰越金などの町独自の財源
- **地方交付税** 所得税など国が徴収した税金の中から町の財政状況に応じて交付されたお金

- **国庫・県支出金** 特定の目的のために国や県から交付されたお金
- **繰入金** 基金から一般会計に移動させたお金
- **町債** 建設事業や災害復旧事業などのための財源となる町の借入金
- **その他の依存財源** 地方譲与税・利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・環境性能割交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金など一定の割合で国や県から交付されるお金

用語解説（歳出）

- **議会費** 町議会活動にかかる経費
- **総務費** 庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収などにかかる経費
- **民生費** 児童、高齢者、心身障がい者などの福祉の充実のための経費
- **衛生費** 町民の健康管理やごみ、し尿処理経費
- **労働費** 雇用対策にかかる経費
- **農林水産業費** 農業や林業などに関する経費
- **商工費** 商工業の振興および観光にかかる経費
- **土木費** 道路、住宅などの整備や維持管理経費
- **消防費** 消防活動など防災対策経費
- **教育費** 学校教育、社会教育、文化、スポーツ振興にかかる経費
- **災害復旧費** 災害箇所の復旧にかかる経費
- **公債費** 借入金の元金、利子などの支払い経費

一般会計歳出



特別会計／地方公営企業会計決算

特 別 会 計	歳入総額	歳出総額	差 引 額
国民健康保険特別会計	11億6,405万円	11億4,568万1千円	1,836万9千円
後期高齢者医療特別会計	2億1,426万7千円	2億1,392万7千円	34万円
介護保険特別会計（保険事業勘定）	21億8,990万2千円	21億7,028万4千円	1,961万8千円
介護保険特別会計（サービス事業勘定）	5,487万5千円	5,462万1千円	25万4千円
診療所特別会計	2億1,039万6千円	2億989万7千円	49万9千円
町営スキ―場事業特別会計	7,469万6千円	7,464万5千円	5万1千円

地方公営企業会計		収 入 額	支 出 額	差 引 額
水 道 事業会計	収 益 的 収 支	6億9,674万3千円	6億2,486万8千円	7,187万5千円
	資 本 的 収 支	2億6,029万3千円	3億7,079万2千円	△1億1,049万9千円 ※1
下 水 道 事業会計	収 益 的 収 支	11億8,202万3千円	10億72万2千円	1億8,130万1千円
	資 本 的 収 支	2億9,420万4千円	6億6,047万9千円	△3億6,627万5千円 ※2
	特 例 的 収 支 ※3	2,025万7千円	4,243万1千円	△2,217万4千円

- ※1 資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,049万9千円は、過年度損益勘定留保資金7,469万円および当年度損益勘定留保資金3,580万9千円で補てんしました。
- ※2 資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,627万5千円は、引継金1億185万5千円、当年度損益勘定留保資金1億6,537万2千円および当年度利益剰余金処分額9,904万8千円により補てんしました。
- ※3 令和6年4月1日の地方公営企業法適用に伴う、令和6年3月31日までに収入および支出できなかった債権・債務の計上。

令和6年度健全化判断比率および資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度の決算を基に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、監査委員の監査を経た後、これを議会に報告し公表することが義務付けられています。

この法律に基づき、令和6年度の健全化判断比率・資金不足比率の算定結果をお知らせします。

○健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
阿 賀 町	－	－	13.0	70.4
早期健全化基準	13.83	18.83	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－」（該当なし）で表示しています。

○資金不足比率

（単位：％）

	資 金 不 足 比 率	
	水道事業会計	下水道事業会計
阿 賀 町	－	－
経営健全化基準	20.00	20.00

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－」（該当なし）で表示しています。

阿賀町の健全化判断比率等は各基準未満となりましたが、今後も引き続き財政の健全化に取り組んでいく必要があります。

なお、一般行政部門をまとめた「普通会計」の詳細は、別冊の「阿賀町の決算と財政状況」をご覧ください。

令和7年度 新採用職員紹介

10月1日付けで採用となつた職員を紹介します。
よろしくお願いします。



＜一般行政職＞
板屋越 直人
(建設課 建設係)



＜一般行政職＞
佐藤 大毅
(出納室)



＜一般行政職＞
加藤 遼将
(学校教育課 学校教育係)

第34回 全国市町村交流レガッタ大会

9月27～28日の2日間、兵庫県豊岡市の円山川公苑特設会場において、「第34回全国市町村交流レガッタ大会」が開催され、全国から25市町村113クルーが参加しました。阿賀町から4クルーと阿賀町議会チーム1クルーが全国の強豪と熱戦を繰り広げ、【ボートのまち 阿賀町】をアピールしてきました。

男子160歳以上の部	天晴阿賀	予選・交流戦出場
男子160歳未満の部	阿賀町消防	予選・交流戦出場
女子160歳未満の部	がんばるず	予選・交流戦出場
男女混合の部	GOT'S	予選・交流戦出場
議会議員の部	阿賀町議会	予選・交流戦出場



人権擁護委員の委嘱

令和7年10月1日付けで、伊藤 美左子さん（東岐区）、寺久保 幹男さん（津川13区）、阿部 繁さん（五十沢区）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、常に人権尊重思想の普及高揚を図るために委嘱されています。住民の皆さんが嫌がらせや不当な差別、名誉・信用の侵害、権利の侵犯などの問題でお困りの場合に、よき相談相手となり、適切な救済方法を講じてもらうことになっています。

【問い合わせ窓口】町民生活課 戸籍町民係 ☎92-5761

東蒲ジュニアバレーボールクラブ 優勝!!

9月28日(日)、加治川地区体育館において「第37回りんご杯親善バレーボール大会」が開催され、「東蒲ジュニアバレーボールクラブ」が3年ぶり2度目の優勝を果たしました。

大会には、下越地区を中心に新潟地区や柏崎地区などのクラブチームが参加し、白熱した試合が繰り広げられました。

選手たちは、これまでの練習の成果を存分に発揮し、チームワークと粘り強いプレーで接戦を制しました。



メンバー募集中!!



東蒲ジュニアバレーボールクラブでは、小・中学生のメンバーを随時募集しています。
未経験でもOK!一緒に楽しくバレーを始めてみませんか?
いつでも見学にお越しください!

詳しくはこちら



老人医療費助成事業(県老)のお知らせ

老人医療費助成事業(県老)とは、65歳から69歳までの「ひとり暮らし」または「寝たきり」の方に
対して、病気などで通院・入院した時にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

対 象 者 以下の要件全てに当てはまる方が対象です。

- ・ 65歳以上69歳以下の方
- ・ 合計所得金額が135万円以下の方
- ・ ひとり暮らし、もしくは3か月以上にわたって寝たきりの方



申請方法

加入医療保険資格情報がわかるもの(健康保険証、資格確認書など)を持参のうえ、老人医療費受給
者証交付申請書などを福祉介護課にご提出ください。

※申請書などは福祉介護課窓口または各支所に用意してあります。

助成の受け方

受給者証発行後、加入医療保険資格情報がわかるものとともに医療機関窓口に提示することで、医療
費の自己負担額3割のうち、1割が助成されます。ただし、県外の医療機関で受診した場合は、申請
(領収書を添付)により後日助成額をお支払いします。

【問い合わせ窓口】福祉介護課 福祉係 ☎92-5763

障がい者紙おむつ購入費助成事業のお知らせ

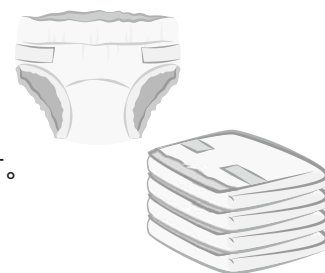
障がい者紙おむつ購入費助成事業は、在宅の心身障がい者が使用する紙おむつの購入費の一部を助成
する制度です。

対 象 者

以下の要件①から④全てに当てはまる方が対象です。

ただし、日常生活用具給付等事業など他の紙おむつ給付を受けている場合、
施設に入所している場合、または3か月を超えて入院している場合は除きます。

- ① 町内に住所を有し、常時おむつを使用している方
- ② 3歳以上65歳未満の方
- ③ 下記いずれかの障がい手帳を持っている方
 - ・ 身体障がい者手帳1級もしくは2級
 - ・ 療育手帳A判定
 - ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級もしくは2級
- ④ 対象者の属する世帯員全員が町民税非課税



助 成 額 月4,000円まで

申請方法

紙おむつに要した費用の領収書と振込先口座がわかるものを持参のうえ、申請書などを福祉介護課に
ご提出ください。

※申請書などは福祉介護課窓口または各支所に用意してあります。

【問い合わせ窓口】福祉介護課 福祉係 ☎92-5763

特定健康診査・住民健康診査のお知らせ

今年度最後の機会!

(胸部レントゲン検
査、前立腺がん検診、
肝炎ウィルス検診も
同時実施)

日 時 11月16日(日) 9:00 ~ 11:00
会 場 やまぶきの里

受診には予約が必要です!

予約開始日	10月28日(火) 9:00 ~
予 約 先	こども・健康推進課 ☎92-5762

※前立腺がん検診、肝炎ウィルス検診のみを受診する場合は予約不要

あが国保・後期だより

～ 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ ～

第三者行為によるケガや病気の時は届出が必要です！

交通事故など第三者の行為により、けがや病気をしたときでも現在加入の保険証で治療を受けることができます。しかし、その治療費は本来、加害者が負担すべきものであり、国民健康保険や後期高齢者医療は一時的に医療費を立て替え、後日、立て替えた費用を加害者側に請求することとなります。

そのため、保険証を提示し治療を受ける場合は、すみやかに「第三者行為による傷病届」などの必要書類を町へ提出してください。

《届出に必要なもの》

- ① 第三者行為による傷病届 ② 事故発生状況報告書 ③ 同意書（※①～③の様式は役場にあります）
- ④ 交通事故証明書 ⑤ 資格確認書など
- ⑥ 人身事故証明書入手不能理由書（④が物件事故の場合） ⑦ 印かん



第三者行為にあたるケース

交通事故

他人のペットなど
による負傷

スキー、スノーボードなどの
衝突や接触の事故

飲食店などで
の食中毒

まずは町へ連絡を！→

医療機関で診療を受ける前に（緊急で医療機関を受診の場合はできるだけ速やかに）電話で第三者行為による被害の状況を国保年金係にお伝えください。

★相手方（加害者、保険会社など）からの治療費を受け取るなど、示談を済ませてしまうと医療保険が使えなくなる場合があります。

★ケガの程度が軽くても安易な判断をせず、必ず相手の氏名・住所・連絡先・保険会社などを確認し、すみやかに警察に連絡しましょう。

～負傷原因照会書の提出について～

町では、医療費を適正に給付するため、医療機関からの請求書（診療報酬明細書）の確認をおこなっています。確認の結果、交通事故などのケガや病気、他人のペットなどによる負傷の可能性がある場合には「負傷原因照会書」をお送りしますので、届いた場合は速やかに回答をお願いします。



【問い合わせ窓口】 こども・健康推進課 国保年金係 ☎92-5762

議がまとまらず、相続人の誰が不動産を取得する

が、実際に、遺産分割協議がまとまらず、相続人の誰が不動産を取得する

過料の対象となる可能性があります。また、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

うか。相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

A 令和6年4月1日から、相続登記が義務化されたことはご存知でしょうか。相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

Q 不動産の相続登記が義務化された点に注意したらよいでしょうか。相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

が、相続登記の対象となる不動産について、自らが相続人であることを登記官に申し出て、その氏名・住所などを登記してもらうことです。遺産分割協議がまとまらない場合には、上記の期限内（3年以内）に相続人申告登記をしておけば、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます。

の、相続人申告登記とは、相続登記の対象となる不動産について、自らが相続人であることを登記官に申し出て、その氏名・住所などを登記してもらうことです。遺産分割協議がまとまらない場合には、上記の期限内（3年以内）に相続人申告登記をしておけば、相続登記の申請義務を履行したものとみなされます。

法律相談センター 阿賀相談所
おしえて！弁護士さん 66



【相談所開催日】
毎週水曜日 午後

【会場】
役場鹿瀬支所
または三川支所

【予約先】
新潟県弁護士会
☎025-222-5533

ので、注意が必要です。相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となりますので、注意が必要です。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

相続により不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（所有権の移転登記）をしなければなりません。正当な理由（相続人が極めて多数に上り、他の相続人の把握に時間を要する場合など）がないにもかかわらず、相続登記を行わない場合には、10万円以下の過料の対象となる可能性があります。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告ができるため、電子版を推奨しています。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送されなくなります）

	対 象 者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵 送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 （①の対象者は除きます。）	電子送付	令和8年1月下旬
		郵 送	令和8年2月上旬



「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」に関する問い合わせは下記へご連絡ください。

（1）控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。

「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

（2）日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、よくあるご質問（Q&A）などを掲載しています。令和7年分への更新は令和7年10月上旬に行う予定です。

（3）ねんきん加入者ダイヤル

◆電話番号

（ナビダイヤル） ☎0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合 （東京） ☎03-6630-2525

◆受付時間

・月～金曜日 8:30 ～ 19:00

・第2土曜日※ 9:30 ～ 16:00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構

検索

県立津川病院コーナー

県立津川病院は、阿賀町で唯一「救急医療」と「入院治療」ができる病院として、また地域医療の核となって、私たちのくらしと健康を支えています。

そこで、県立津川病院のことを町民の皆さんにもっと身近な存在として知ってもらえるよう、県立津川病院からの情報をお伝えします。

【訪問診療について】



訪問診療は、患者さんの自宅に医師が訪問し行う診療のことです。寝たきりの方だけでなく、運転ができなくなった、バスなどに乗ることが難しいなどの方も対象となります。令和6年度は、年間717件（月平均59件）の訪問診療を行っています。津川・上川・鹿瀬・三川地区、合併前の旧4町村すべての地区に訪問しています。

訪問診療は、自宅での普段の患者さんやご家族の様子を聞き、それぞれの生活に添ったきめ細やかな対応ができるのも特徴です。年齢を重ねても、病気にかかっても「できる限り自分の家で過ごしたい」「最期は自分の家で迎えたい」など、患者さんやご家族の思いは様々です。その思いに添えるよう、私たちもお手伝いをしたいと考えています。

訪問診療は、皆さんがいくつになっても、病気や障がいを抱えても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るための一つの方法でもあります。どう生きたいか、どのような医療を受けたいか、どのような暮らしをしたいか。大切な方と話し合ったり、また一人でも考えたりしてみるのはいかがでしょうか。

訪問診療を希望される方、訪問診療について詳しく話を聞いてみたい方は、外来受診時、お気軽に医師または看護師にご相談ください。

訪問診療の様子



パートも！ 学生アルバイトも！ 新潟県最低賃金は 時間額 1,050円 になりました

新潟県最低賃金額は、従来の時間額985円から65円引き上げられ、10月2日から1,050円になりました。

新潟県最低賃金は、県内において事業を営む全ての使用者と、その事業所で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイトなどを含む）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの無料相談制度もあります。お気軽にご相談ください。

【業務改善助成金に関する相談】

新潟労働局 雇用環境・均等室 ☎025-288-3528

【働き方改革推進支援センターの無料相談に関する問い合わせ】

新潟働き方改革推進支援センター ☎0120-009-229

【最低賃金に関する問い合わせ】

新潟労働局労働基準部賃金室 ☎025-288-3504



阿賀町 こどもタイムズ

シリーズ
Vol.23



★10月3日（金）上条保育園の2歳児以上の園児が、秋の遠足で「あがりーな」へお出かけしました。思いっきり遊んだ後は、お楽しみのお弁当タイム！かわいらしいお弁当箱には、おうちの人が作ってくれたおにぎりや大好きなおかずがたくさんつまっていてみんな嬉しそうでした（^^♪



ちょうど通りかかったイザベラバード号へみんな手を振ると、「プププ」と返事をしてくれました！



ご存知ですか？阿賀町の子育て支援

今年度から実施している、赤ちゃんのご家族への2つのプレゼントを紹介します。

「赤ちゃんの足形（手形）フォトフレーム」

地元の木材に、赤ちゃんの足形や手形、ご家族から赤ちゃんへのメッセージなどをレーザー刻印した、世界で一つだけのフォトフレームです。赤ちゃんの足形や手形は、子育て支援センター（のびのびひろば・すくすくひろば）に来てもらっています。

この事業には、森林環境譲与税を活用しています。



フォトフレームのイメージ



足形をとっています！

「赤ちゃん用品ギフト」

安心して出産・子育てができるように、出産準備や産前産後の過ごし方、子育てのことについて、保健師が面談して一緒に確認します。面談の時期は出産を間近に控えた妊娠8か月頃で、面談した妊婦さんへ、赤ちゃん用品を贈ります。



ミキハウスの肌着・バスタオル・ガーゼのセット

受け取った方の声
「何がいいか迷っていたので、いろいろ試せるし、うれしいですね。」



10月4日
(土)

ひと刈りひと刈り丁寧に ～糸魚川海洋高校どすこい稲刈り体験～



糸魚川海洋高校の相撲部5人をはじめとした生徒12人が、三川農業振興公社が管理する新谷地区の田んぼで稲刈り体験をしました。この体験は、町と長岡技術科学大学と糸魚川海洋高校との共同研究での関わりの中で実現したものです。体験では生徒一人ひとりが稲刈り鎌を持ちながら、手刈りで稲を刈り取ったり、コンバインに乗って稲刈りを体験しました。

稲刈りの後は、食生活改善推進委員の方々が作った豚汁と新米、共同研究で育てたニジマスで昼食をとり、実りと食欲の秋を堪能しました。

10月4・5日
(土・日)

ラーメンイベント「RAMEN LAND」&みかわ秋まつり花火大会開催



10月4日(土)、10月5日(日)に県内の人気ラーメン店が集まる「RAMEN LAND」が三川・温泉スキー場を会場に開催され、町内外から多くのラーメンファンが会場に足を運びました。イベントではドキュメンタリー映画の上映や、県内の人気ラーメン店10店舗がこのイベント限定のラーメンを販売しました。来場者は「普段とは違うラーメンを食べることができてうれしい。どのラーメンも美味しいので、まだ食べていないお店もこの後食べたいと思います!」と普段は食べることのできない特別な味に舌鼓を打ちました。

また10月5日(日)の夜には、みかわ秋まつり花火大会が開催され、秋の澄んだ夜空に大輪の花が咲きました。

10月5日
(日)

大人から子供まで大賑わい ～あがまち とんぼdeマルシェ2025～



10月5日(日)に津川商店街において「あがまち とんぼdeマルシェ」が開催されました。今年は36店舗が軒を連ね、様々なグルメや商品を販売しました。毎年人気の日本酒ガチャをはじめ、日本酒の試飲会、またバルーンアートやマジックショーも開催され、マルシェは10時の開始と同時に多くの来場者で賑わいました。日本酒ガチャは整理券が発行されるとすぐに配布終了するほどの人気ぶり。一等が出ると喜びの声が響きました。マルシェの最後にはお楽しみ抽選会が開催され、豪華景品が当選した方には大きな拍手が送られました。「来年こそ1等を当てるぞ!」と来年に向けた意気込みも聞こえ、夏の再来を感じさせるほどの熱気に包まれた一日となりました。



令和7年度 阿賀町敬老会



9月13日(土)、14日(日)に町内4地域の各会場において敬老会が行われました。

各会場では、久しぶりに再会した友人や知人との会話を楽しむとともに、演歌歌手による懐かしの歌謡曲が披露され、和やかな雰囲気にもまれながら、参加者は楽しいひとときを過ごしました。



津川地区



鹿瀬地区



上川地区



三川地区

阿賀津川中学校 青龍祭
(9月27日)

運動会

三川小中学校 大運動会
(9月6日)

阿賀津川中学校と三川小中学校において運動会が行われました。





2025・第79回 読書週間
10/27～11/9
こころとあたまの、
深呼吸。



10月27日から11月9日は
「第79回 読書週間」です。
あなたのお気に入りの1冊
を探しに、ぜひ公民館図書室
へお出かけください。

【阿賀町公民館図書室のご案内】

館名	阿賀町公民館図書室 (阿賀町公民館)	津川分館図書室 (ふるさと交流川屋敷内)	上川分館図書室 (阿賀町郷土資料館内)	三川分館図書室 (三川保健センター内)
所在地	〒959-4392 阿賀町鹿瀬8985-1	〒959-4402 阿賀町津川3501-1	〒959-4507 阿賀町両郷甲2200	〒959-4622 阿賀町白崎1182 ※三川保健センター 2 階
開館時間	■平日 9:00 ～ 17:00 ■土曜日 9:00 ～ 12:00	■平日・土日祝日 9:00 ～ 21:30	■水～日祝日 10:00 ～ 16:00	■月～金 9:00 ～ 16:00
休館日	■日曜日・祝日 ■年末年始	■毎月最終日 ■年末年始 ■お盆期間の夜間 (8/11 ～ 8/16) 16:00 ～ 21:30 ※上記期間の前後 土日祝日も含む	■月・火 (祝日の場合は翌日) ■年末年始	■土・日・祝日 ■年末年始
問い合わせ	町公民館 ☎92-3333	町公民館津川分館 ☎92-3750	町公民館上川分館 ☎95-2253	町公民館三川分館 ☎99-2253

＜本のこと、ご相談ください！＞

当館にない本でも新潟県立図書館などから取り寄せて貸し出しすることができますので、窓口へお気軽にご相談ください。また、購入してほしい本の「リクエスト」を受け付けていますので、ぜひご利用ください。(ご希望に応じられない場合があります。ご了承ください。)

阿賀町公民館図書室ホームページをご利用ください ホームページはこちらから！ → <https://aga.ceclib.com/>

ホームページからは新着図書や所蔵している本の検索、読みたい本の予約などができます。本の検索にはパスワードは不要ですが、予約をする場合は図書利用カード番号とパスワード登録が必要です。各図書室窓口で手続きをお願いします。

また、町ホームページで毎月の新着図書を紹介していますので、ぜひご覧ください。

ホームページ
QRコード
↓



【そば打ち体験】参加者募集！

そば打ちに必要な技術（水廻し、こね、延ばし、切りの各工程）を体験できます。初めての方はもちろん、上達したい方も大歓迎です。

- 日 時 11月16日（日） 9:00 ～ 12:00
- 会 場 町公民館 講堂
- 講 師 江川 猛留氏（当麻区）・澤野 直也主任（福祉介護課）
- 参加費 大人 1,500円 ※当日集金
- 持ち物 エプロン、バンダナまたは三角巾、タオル
- 定 員 15人
- 募集期間 10月20日（月）～11月7日（金）



【申し込み・問い合わせ窓口】町公民館 ☎92-3334



阿賀いきいきカレッジ《切り絵教室》 参加者募集！！

お正月の飾り用の切り紙教室を開催します。

専用のカッターを使用し、心のこもった作業で切り紙を制作します。

- 日 時 令和7年11月19日(水) 13:30 ~ 15:30(予定)
- 会 場 町公民館 講堂
- 講 師 本間 信昭 氏・本間 雅子 氏
- 参加費 300円(資料・材料代など) ※当日集金
- 持ち物 デザインカッター・マット(無い方はお貸しします)
- 定 員 20人(先着順) ※概ね60歳以上の町民の方
- 募集期間 10月20日(月) ~ 11月4日(火)



【申し込み・問い合わせ窓口】町公民館 ☎92-3334

令和7年度 阿賀町文化祭 「第17回 合同作品展・資料展」開催！！

芸術・文化の秋、到来！ 皆さんの来場をお待ちしております。

- 会 期 令和7年11月1日(土) ~ 3日(月・祝)
- 時 間 9:30 ~ 16:30(最終日は15:00まで)
- 会 場 鹿瀬体育館(旧 鹿瀬中学校) ■入 場 料 無料
- 主 催 阿賀町文化協会 ■主 管 合同作品展・資料展実行委員会
- 後 援 阿賀町・阿賀町教育委員会

《出展》

【生け花展】 未生流 未生流さくら

【書道展】 望硯友会 麦の穂会

【各加盟団体作品展】

ふるさと大学 版画すろー会 絵てがみサークル「すずかけ」

津川パッチワーククラブ 切り絵サークル「紙切りむし」

切り絵サークル「ふるさと」

【資料展】 阿賀路の会 郡外研修報告「新発田市方面を巡る」

「長岡市 国重要文化財 小瀬ヶ沢洞窟など」

津川 古文書を読む会 「元禄四年 再建勧進文について」

みかわ史探会 「小川庄三十三番札所について(第1回)」

東蒲自然同好会 「里山の生き物」「里山の動物」他

【保育園児作品展】 【東蒲原郡少年防犯ポスター展】 【児童クラブ作品展】

【公民館講座作品展】 【個人・団体作品展】

※同時開催 【「第19回 四季のあが町 写真コンテスト」入賞・入選 作品展】

【問い合わせ窓口】事務局 阿賀町教育委員会 社会教育課 ☎92-3333

【介護者のつどい 参加者募集】

ご家族を介護している皆さん、毎日のことに戸惑ったり、苦勞を感じたりしていませんか？介護の悩みを一人で抱え込まずに、同じ立場の仲間と介護生活で感じている不安や喜び、思いを共有しませんか？

- 日 時 11月20日(木) 9:30 ~ 11:30
- 会 場 やまぶきの里
- 対 象 介護をしている方
- 締 切 11月13日(木)

【問い合わせ窓口】

ハーティープラザみかわ ☎99-3001(担当:さぬき)
阿賀町地域包括支援センター ☎92-3986



消防署
だより

高齢者防火指導を行います

これから寒くなる季節となり、火気を取り扱う機会が多くなってきます。消防署では**10月27日(月)～11月27日(木)**に町内の75歳以上の方の世帯を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況などを確認し、防火指導を行います。皆さんのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



※注意※

消防署では消火器や住宅用火災警報器の販売は行っておりません。消防署をかたる高額な訪問販売に注意してください。また、防火指導を行うにあたり、直接ご自宅に電話して訪問することはありません。ご不明な点は消防署予防係までご連絡をお願いします。

火災に気を付けましょう

全国的に火災が多発しており、県内でも死傷者が発生しています。

阿賀町は木造建築物が多く、火災が発生すると短時間で拡大、延焼する恐れがあり大変危険です。

出火の原因はコンロの消し忘れやたばこの不始末、タコ足配線やコンセントのほごりから出火といった人的要因によるものがほとんどです。火元の消し忘れがないかの確認やコンセントの適切な使用とこまめな掃除を行い、火災を未然に防ぎましょう。

火災を出さないよう注意するのはもちろんのこと、万が一火災が起きてしまった時のために住宅用火災警報器の点検や、消火器・避難経路の確認を行い、いざという時のために備えましょう。

【問い合わせ窓口】阿賀町消防署 ☎92-0119

～あなたの命を守る「マイナ救急」～ 令和7年10月1日から全国一斉開始



- ・傷病者の説明負担が軽減されます
- ・より適切な処置が受けられます

YouTubeでも紹介していますので
右記QRコードよりご覧ください。



【問い合わせ窓口】阿賀町消防本部 警防課 救急係 ☎92-0119

あがりーなで救急フェアを開催しました

令和7年9月6日に道の駅阿賀の里あがりーなで救急フェアを開催しました。

救急医療および救急業務の普及啓発を目的に毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」と定め関係機関が一体となって啓発運動を実施しています。

阿賀町消防本部においても、救急業務の普及啓発を図るため救急フェアを実施しました。

当日は多くの方が来場され、心肺蘇生法の体験や救急車の見学などを行いました。



移住定住促進奨励金について

町では「U・Iターン者」、「新婚世帯」、「子育て世帯」、「新卒者」を対象とした奨励金制度を実施しています。住宅を新築する場合（最大120万円）、空き家を購入または改修する場合（最大100万円）、町営住宅を除く賃貸住宅にお住まいの場合（月額上限1万5000円）、新たに町外に通勤される場合（距離に応じて月額7000円～2万円）、新たに企業に就職される場合（一律10万円）を支援しています。

右記のQRコードよりご確認ください。奨励金の交付には就労などの要件があります。
申請する場合は事前にご相談をお願いします。



詳細はこちら

【問い合わせ窓口】まちづくり観光課 まちづくり定住係 ☎92-4766

空き家バンクへ登録しませんか？

空き家バンクは空き家や土地を売りたい・貸したい人と物件を探している人を結ぶ制度です。登録は無料。結ばれた物件は約8割。ぜひ空き家バンクに登録しませんか？



詳細はこちら

また、町では空き家バンクの登録した物件を対象に家財道具処分補助金（最大20万円）の支援を行っています。ぜひ制度をご活用いただき、物件の利活用をご検討ください。

【問い合わせ窓口】まちづくり観光課 まちづくり定住係 ☎92-4766

阿賀町は素敵な出会いを応援しています

町では、素敵な出会いを応援するために下記の制度を設けています。各制度は申請が必要になりますので、詳しくは下記QRコードからご確認ください。

●県が運営する「ハートマッチにいがた」の入会登録料金を全額補助

●婚活イベント参加を年3回まで支援

町に住民票がある人を対象に婚活イベントの参加費を全額助成（1回1万円上限）。

●婚活イベントの開催を支援

町に住民票がある個人、町内に所在する法人が婚活イベントやセミナーを開催する場合、事業費から参加費などの収入を引いた額を10万円上限として全額支援。

●婚姻に伴う引っ越し費用を全額支援

夫婦ともに39歳以下の場合、婚姻に伴う引っ越し費用を全額助成（上限は30万円）。

夫婦ともに29歳以下の場合は60万円が上限。

※令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻した夫婦、かつ夫婦の合計所得500万円未満などの要件があります。



詳細はこちら

【問い合わせ窓口】まちづくり観光課 まちづくり定住係 ☎92-4766

家屋の新增築や滅失時は届け出をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日といいます）の状況で課税されます。
次のようなときは下記窓口までご連絡をお願いします。

※家屋とは、住宅や店舗だけではなく、車庫や小屋なども対象となります。

●家屋を取り壊したとき

- ・家屋の全部または一部を取り壊した場合、その取り壊した部分の固定資産税は翌年度から課税されません。
- ・家屋の全部または一部を取り壊したときは、届け出が必要です。

●家屋を新築・増築したとき

- ・新築・増築した家屋は、翌年度から固定資産税の対象となります。
- ・役場税政係職員が実地調査を随時行っています。税政係職員が伺いましたら、ご協力をお願いします。
- ・また、調査に必要な資料（設計図・仕上げ表など）を調査時または事前に借用する場合があります。

●未登記家屋を取得したとき

- ・未登記の家屋を相続または購入したときは、届け出が必要となります。
- ※登記のある家屋を相続または購入し、登記の所有者を変更した場合は届け出の必要はありません。

●用途を変更したとき

- ・店舗から住宅、倉庫から住宅や店舗に変更するなど用途を変更したときは、下記窓口まで連絡をお願いします。

※実地調査に伺う役場税政係職員は、徴税吏員証と固定資産評価補助員証を携帯しています。

【問い合わせ窓口】町民生活課 税政係 ☎92-5761

阿賀町人権教育講演会のご案内 地球のステージ

「地球のステージ」とは、世界各国の貧困・紛争・災害地域で国際医療支援活動を行っている医師の桑山 紀彦氏がその現場で出会った人々の輝きを、オリジナルの音楽と映像で伝えるコンサート形式のステージです。日本各地で学校現場を中心に年間250回以上開催されています。

入場は無料です。皆さんも是非、ご覧ください。



【日 時】 11月18日（火）13:30～15:15（開場 12:30）

【会 場】 阿賀津川中学校体育館

【参加者】 津川小学校5・6年生 上川小学校5・6年生 三川小学校5・6年生
阿賀津川中学校1～3年生 三川中学校1～3年生
阿賀黎明高等学校1～3年生 保護者および参加希望の皆さん

【参加費】 無料

【ご予約】 阿賀町教育センター ☎92-3337（受付は16:30まで）
電話または、右記のQRコードより予約ができます



【問い合わせ窓口】阿賀町教育センター ☎92-3337

「学び」をふるさとに未来に

阿賀学

～発見！阿賀町の魅力～



特産学 津川小学校 6 年生

2006年に糴菌は「国菌」に認定されました。ふるさとに伝わる発酵食の文化を学び、甘酒と果物、野菜を使ってオリジナルスムージーを作りました。「美味しい。おかわり～」



自然学 三川小学校 1・2 年生

オリンピックではなくて、「バッターニック」をしました。麒麟山公園でバッタを捕まえ、誰のバッタが一番遠くまで跳ぶか競争をしました。「35m～やった～金メダルだ！」



歴史学 三川中学校 1 年生

石間地区の羽越水害慰霊碑と綱木地区の羽越水害復興記念碑を見学し、羽越水害の学習を深めることで合唱組曲「阿賀野川」への関心や意欲を高めることができました。

阿賀町15年教育 阿賀学とは…

阿賀町のひと・もの・ことに学び、郷土を愛する心をはぐくむ教育です。



特産学 上川小学校 5・6 年生

阿賀町の花「雪椿」の実から油を搾る搾油体験をしました。阿賀学サポーターの巴山組さんからご協力いただき、力を合わせて貴重な雪椿油をたくさん搾ることができました。



特産学 阿賀津川中学校 1 年生

中高連携プロジェクトで阿賀黎明高校の2年生と文化祭に向けた授業をしました。手すきの紙で名刺づくりや桜・櫟・胡桃で染めた布であずま袋づくりをしました。



観光学 阿賀黎明高校生

「阿賀にまた来たくなる楽しみ方の提案」というテーマで町外の中학생と交流をしました。阿賀町の名物の一つである笹団子を一緒に作って美味しくいただきました。

……これからも小、中、高校生の活躍を紹介します。応援をお願いします。……

【問い合わせ窓口】 阿賀町教育センター ☎92-3337

五泉市東蒲原郡医師会夜間診療所・休日急患当番医のお知らせ

事前に問い合わせのうえ受診してください。

夜間診療所

- 診療時間 平日 19:00 ~ 22:00
- 場 所 五泉市本町1丁目5-18 (旧大倉医院)
- 電話番号 ☎0250-25-7878
- 担 当 医



月	日	曜	担当医院名
10	17	金	五泉キッズ/五泉耳鼻科
	20	月	五泉六島クリニック
	21	火	中谷医院
	22	水	佐野眼科医院
	23	木	梁取医院
	24	金	石曽根医院
	27	月	大日方医院
	28	火	五泉六島クリニック
	29	水	佐藤医院
	30	木	篠川内科医院

月	日	曜	担当医院名
10	31	金	北五泉クリニック
	4	火	わたべこどもクリニック
	5	水	やまむら整形外科医院
	6	木	ひろせ内科クリニック
	7	金	五泉皮ふ科
	10	月	金子医院
	11	火	五泉六島クリニック
	12	水	佐野眼科医院
	13	木	五泉キッズ/五泉耳鼻科
	14	金	石曽根医院

休日急患当番医

- 診療時間 土曜 14:00 ~ 17:00 / 日曜・祝日 9:00 ~ 18:00 (途中お昼休憩あり)
- 当 番 医

月	日	曜	医 院 名	電話番号	所 在 地
10	18	土	梁取医院	☎0250-58-6809	五泉市村松乙655-1
	19	日	五泉キッズ/五泉耳鼻科	☎0250-47-5226	五泉市東本町2-106-3
	25	土	佐野眼科医院	☎0250-43-7755	五泉市南本町1-5-3
	26	日	金子医院	☎0250-58-6073	五泉市村松甲1772
11	1	土	中谷医院	☎0250-47-7741	五泉市太田2-6-39
	2	日	佐野眼科医院	☎0250-43-7755	五泉市南本町1-5-3
	3	月	北五泉クリニック	☎0250-43-3880	五泉市三本木3042-2
	8	土	ひろせ内科クリニック	☎0250-47-8890	五泉市東本町2-9-6
	9	日	たかうち医院	☎0250-43-6222	五泉市赤海2-6-2
	15	土	五泉皮ふ科	☎0250-42-4112	五泉市本町1-10-3-3
	16	日	梁取医院	☎0250-58-6809	五泉市村松乙655-1

【問い合わせ窓口】 こども・健康推進課 ☎92-5762

有料広告

ご自宅に 施設に

**歯医者さんが
うかがいます**

歯車さん 歯車グループ
歯科訪問

まつむらデンタルクリニック 津川診療所

TEL **080-5899-1191**

合格前からのご相談・事前申込OK!
まとまった資金を一括で受け取る

教育ローン 一括借入型

ご融資金額は最高2,000万円
※ネットキャッシング申込でのお申込は、1,000万円までとなります。
※1,000万円を超えるお申込は店頭でご相談ください。

ゆとりの最長20年返済
(うち6年6ヶ月以内の元金繰上置きOK)

教育費用全般に対応
・受験費用・入学費用・授業料・借換え etc.

団体信用生命保険付で安心!

保証料はろうきん負担!

専用カードが必要なときに必要なだけ利用できる
「そのつど借入型」もご用意しております。

新潟ろうきん 新潟ろうきん 検索

年金事務所の「ねんきん相談会」事前予約

年金事務所の職員による「ねんきん相談会」を下記日時に開催します。基礎年金番号のわかるものを用意して、あらかじめ電話により予約ください。

- 開催日時 10月23日(木) 10:00～15:00
- 会場 役場本庁 1階 多目的ホール
- 予約申込先 ☎025-283-1013 (予約専用)
新潟東年金事務所 お客様相談室
8:30～17:15(土・日・祝・年末年始除く)

【問い合わせ窓口】

こども・健康推進課 国保年金係 ☎92-5762

夜間窓口(予約制)をご利用ください 事前予約

- 開設日 11月は「5日」と「19日」
※毎月第1、第3水曜日(祝日の場合は翌日)
 - 開設時間 19:00まで
 - 開設場所 役場本庁 町民生活課
(夜間窓口は本庁のみです)
 - 夜間窓口で可能な手続き
 - ・マイナンバーカードの交付、申請のサポート
 - ・戸籍や住民票、印鑑証明の交付
 - ・パスポートの交付
 ※各種届出やパスポートの申請はできません
- 予約は、利用日の16:00までに下記窓口へご連絡ください。

【問い合わせ窓口】

町民生活課 戸籍町民係 ☎92-5761

「お酒に関する困りごと」家族のための相談会

お酒に関する問題を抱える方の家族や周囲の方を対象とした相談会を実施します。
専門医療機関や相談機関の看護師や相談員などが相談をお受けします。
相談は無料で、秘密は守られます。

- 【対象者】阿賀町民、五泉市民
- 【日時】令和7年10月30日(木) 14:00～16:00
- 【場所】五泉市福祉会館 相談室
- 【定員】4組
- 【申込み】新潟地域振興局 健康福祉部(☎0250-22-5174)へ電話でお申込みください。
- 【申込期限】10月23日(木) 17:00まで



つがわ青空産業祭のお知らせ

今年も「つがわ青空産業祭」を開催します。たくさんのご来場をお待ちしております。

- 日時 11月3日(月・祝) 9:00～14:00
 - 会場 役場本庁 特設会場
 - 内容 地元産農産物などの販売
阿賀町産にいがた和牛 精肉・牛串
阿賀町産コシヒカリ(新米)、きのこ汁 など
- ※天候の状況により中止や時間変更となる場合があります。



【問い合わせ窓口】農林課 ☎92-5764

有料広告

ご葬儀・ご法要のお手伝いをさせていただきます



家族葬や事前相談なども
随時承ります。

JA新潟かがやきグループ

やすらぎホール阿賀

やすらぎ会員
募集中

☎92-0983
☎0120-580-980
〒959-4403 阿賀町平堀1066

家屋解体 立木伐採

～小屋の解体や立木1本から
お気軽にご相談ください～
(株) マ ル ワ イ
阿賀町日野川乙1889 ☎0254-95-2264

作業員・重機オペレーター 現場管理者 募集!!

未経験者歓迎!!
高校新規卒業見込み～64歳まで
各種資格保持者優遇
お気軽にお問い合わせください。

西興産(株) 92-2598

元気に育ってね!

この写真は9月10日に行われた幼児健診の1歳6か月児健診対象のお子さん達です。



たにかわ
谷川 るいな
月柳さん



ひのうら
樋浦 ゆいと
唯斗さん



みやざわ
宮澤 かあ
花緒さん



わたなべ
渡辺 あいか
愛葉さん

『地域つどいの場』事業 参加グループ募集

地域の住民同士が気軽に集い、介護予防活動を行う住民グループや団体に補助金を交付しています。「つどいの場」を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げてみませんか?

◆補助対象団体

- ・5人以上の住民で構成されたグループ
- ・町内事業者

◆補助対象事業

65歳以上の住民が利用する介護予防を目的とした以下の事業

- ・運動や体操など体力健康づくりにつながる活動
- ・交流会や趣味活動などで認知症予防につながる活動
- ・栄養改善などを目的とした料理づくり、料理教室
- ・その他、介護予防につながる活動

◆活動頻度・開催時間・開催場所

- ・月1回程度(年間9回以上)実施されていること
- ・1回の活動時間が120分以上であること
- ・地域住民が気軽に出かけることのできる集会所などで実施すること

現在、町内では4グループ・団体が「つどいの場」を実施しています。



地域包括支援センターは
高齢者の相談窓口です。
お気軽にご相談ください。

【問い合わせ窓口】阿賀町地域包括支援センター(鹿瀬支所2階) ☎92-3986

有料広告

シルバー人材センターの 会員になって働いてみませんか!

※入会説明会のご案内

午後1時30分より 阿賀町文化福祉会館

8月8日(金) 9月12日(金)

10月10日(金) 11月14日(金)

シルバー人材センターに 仕事を依頼してみませんか!

<お問い合わせ先>

公益社団法人
阿賀町シルバー人材センター
阿賀町津川2136 阿賀町文化福祉会館2階
電話 92-2103 FAX 92-3005

阿賀町ふるさと納税で使用する コシヒカリ玄米(7年産)を買い取ります

買い取らせていただきました玄米は
「奥阿賀産コシヒカリ」として
阿賀町ふるさと納税の返礼品として使用します。

コシヒカリ(令和7年産)
価格要相談
※別途、検査料などの経費がかかります

募集期間:令和7年12月31日まで
お支払いは毎月未予定

詳細は越後ファーム(株)長谷川まで
TEL:0254-92-7878



越後ファーム株式会社



今月の予防接種

鹿瀬診療所 【時間14:30～16:30】	町営診療所みかわ 【時間13:30～16:00】
10月22日(水)	10月21日(火)
11月12日(水)	10月28日(火)
■予防接種は予約制です 鹿瀬診療所 ☎92-2219 町営診療所みかわ ☎99-5155	11月4日(火)
	11月11日(火)
	11月18日(火)

予約の際は、希望するワクチンと接種日をご連絡ください。

乳児健診 10月22日(水)

【対象】 4か月児 R7年6月生まれ
7か月児 R7年3月生まれ
10か月児 R6年12月生まれ



※対象者には案内が送付されています。
内容をご確認ください。

【問い合わせ窓口】 こども・健康推進課 健康推進係 ☎92-5762

おおきくなったら?



わかば保育園そら組
すぎさき かえで
杉崎 楓さん 6歳

わたしは、おおきくなったらどうぶつのおいしゃさんになりたいです。ぱんだ・こあら・いぬ・うさぎ・ねこなど、たくさんのどうぶつをげんきにしたいです！



ひまわり保育園きりん組
やまぐち こと
山口 琥斗さん 6歳

ぼくはおおきくなったらけいさつかんになりたいです。パトロールをしてこうつうあんぜんをまもったり、ふしんしゃをつかまえてみんなをまもりたいです。

有料広告

**不要なゴミの処分をしたい方
お気軽にご相談下さい!**

ゴミ収集運搬業
阿賀町委託業社

(有) 三川興産

☎ 090-3217-6411 (杉崎)

介護でお困りの方いらっしゃいませんか?

- 現在医療機関で入院中、退院後、介護が必要な方
- たんの吸引行為等医療的ケアが必要な方
- 尿道カテーテル、人工肛門(ストマ)の方
- 認知症状でお困りの方
- 在宅酸素療法の方

ショートステイを利用されたい方などの介護でお困りの方も是非お気軽にお問合せください。

特別養護老人ホームあがの八雲苑

阿賀野市保田5685番地1 電話0250-68-1722

入校生募集(全車種対応)

ドローン講習受講生募集

送迎員募集(バイト)

■ 必要な資格 普通自動車免許

■ 募集人数 若干名

興味ある方はご連絡下さい

(株)水原自動車学校

阿賀野市下条20-4 TEL0250-62-2000

町教育委員会と県立阿賀黎明高等学校、公営塾「黎明学舎」、NPO法人「かわみなと」が連携・協力し、魅力ある高校づくりで元気な町を創出するとともに、先生方をはじめ、町民の皆さんと阿賀町を愛する子どもたちを育てていくことを目指す「阿賀黎明高校魅力化プロジェクト」の活動報告です。

夏休みアクションを行いました！



阿賀黎明高等学校では、7月下旬から約1ヶ月間、夏休みとなりました。生徒も夏祭り、花火大会、旅行や帰省など羽を伸ばしてリフレッシュしていた様子が見られました。

1、2年生の総合的な探究の授業では、夏休み中に地域のイベント参加やボランティアなどの活動を行う「夏休みアクション」が課題となりました。

1年生は、地域の方々と夏野菜を使ったカレーづくりや笹団子づくり、認知症カフェでの蕎麦の提供を行いました。「緊張したけど、接客が楽しかった」「秋のしめ縄づくりにも行きたい」など、地域で活動する面白さを感じていた様子です。

一方、2年生は川の清掃や手作りスイーツ販売、地域のサロン訪問など、自分のプロジェクトの一步目となる活動を行いました。自分で計画を作って実際に動いてみたことで、やればできる！という手応えを得た生徒もいれば、次の動きにどう繋げるかで頭を悩ませる生徒もいました。

授業時間だけでは難しい課外での経験を通して、阿賀町の豊かさやあたたかさを感じながら、生徒たちがこれからどんなプロジェクトを立ち上げていくのか楽しみです。

【問い合わせ窓口】 学校教育課 ☎92-2561 黎明学舎 ☎92-7724

(9月1日～9月30日届出分)

うぶごえ

赤ちゃん氏名	誕生日	保護者名	住所
藤井 八雲(やくも)さん	(9月2日)	景生さん	網木区
山口 湊斗(みなと)さん	(9月8日)	明紀さん	平堀区
瀬戸 晴陽(はるひ)さん	(9月25日)	希さん	室谷区

阿賀町の人口(9月30日現在)

■ 男	4,285 人
■ 女	4,494 人
■ 合計	8,779 人
■ 世帯数	4,112 世帯

9月の異動

■ 転入	13 人
■ 転出	18 人
■ 出生	3 人
■ 死亡	30 人

各支所の問い合わせ先

支所名	鹿瀬支所	上川支所	三川支所
行政係	☎92-3330	☎95-2211	☎99-2311
振興係	☎92-3332		

おくやみ

亡くなった方	(年齢)	世帯主名	住所
渡部 明さん	(63歳)	康幸さん	平堀区
阿部 保夫さん	(84歳)	本人	京ノ瀬区
齋藤 トミエさん	(84歳)	敏男さん	花立区
杉山 秀夫さん	(69歳)	本人	吉津区
齋藤 ナツ子さん	(87歳)	本人	川口区
伊藤 文雄さん	(92歳)	本人	鹿瀬区
鈴木 保さん	(65歳)	本人	谷沢区
長谷川 タチミさん	(100歳)	誠さん	向鹿瀬区
齋藤 イツ子さん	(82歳)	本人	谷沢区
石川 昭雄さん	(88歳)	本人	取上区
伊藤 シマさん	(95歳)	本人	船渡区
齋藤 雄雄さん	(88歳)	本人	高清水区
川ノ口 學さん	(76歳)	本人	熊渡区
齋藤 正人さん	(87歳)	本人	谷沢区
阿部 博さん	(82歳)	本人	深戸区
渡辺 徹さん	(78歳)	本人	八木山区
大江 壽一さん	(78歳)	本人	鹿瀬区
清野 フミエさん	(89歳)	本人	津川4区
本名 キミさん	(92歳)	元也さん	鹿瀬区
波田野 武さん	(82歳)	本人	鹿瀬区
大伍 久平さん	(82歳)	本人	鹿瀬区
杉崎 均さん	(82歳)	本人	津川3区
渡部 久子さん	(92歳)	洋子さん	広沢区
佐藤 正さん	(90歳)	本人	船渡区
猪俣 ハツミさん	(82歳)	本人	平堀区
神田 徳雄さん	(93歳)	本人	西区

※本誌およびホームページ等で使用される「QRコード」という名称は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です

● ●
発行日

令和7年10月15日
阿賀町役場まちづくり観光課まちづくり定住係
☎92-4766・FAX 92-5479
URL: https://www.town.aga.niigata.jp